

紛争解決 INSIGHTS Vol.6

ICC 仲裁規則（2026）の主要な改正ポイント

2026年6月10日

弁護士 小枝 未優
弁護士 高橋 宗鷹
弁護士 花城 凧

目次

1. はじめに
2. 迅速仲裁手続（Expedited Procedure）の適用範囲拡大
3. 高度迅速仲裁手続（Highly Expedited Arbitration）の新設
4. 予備保全命令（Preliminary Order）制度の導入
5. 付託事項書（Terms of Reference）の非義務化
6. 早期判断（Early Determination）制度の導入
7. その他の主な改正点
 - (1) 仲裁人に関する変更
 - (2) 電子化・IT化に関する変更
8. おわりに

1. はじめに

国際商業会議所（International Chamber of Commerce。以下「ICC」といいます。）の新たな仲裁規則（以下「[ICC 規則 2026](#)」といいます。）が、2026年6月1日に発効しました。ICC 規則 2026 は、当事者が別段の合意をしていない限り、2026年6月1日以降に開始される ICC 仲裁に適用されます。

ICC 仲裁は、国際取引契約における紛争解決条項に広く採用されており、日本企業が海外企業との契約において ICC 仲裁を選択する例も少なくありません。ICC 規則 2026 は、従前の ICC 仲裁の基本的枠組みを大きく変更するものではありませんが、手続の効率化、柔軟化及び迅速化を意識した重要な改正を含んでいます。

以下では、ICC 規則 2026 の改正点のうち、当事者にとって実務的に特に重要と思われる 5 つの改正点である、①迅速仲裁手続（Expedited Procedure）の適用範囲拡大、②高度迅速仲裁手続（Highly Expedited Arbitration）の新設、③予備保全命令（Preliminary Order）制度の導入、④付託事項書（Terms of Reference）の非義務化及び⑤早期判断（Early Determination）制度の導入を中心に、その他の主な改正点についても紹介します。

2. 迅速仲裁手続（Expedited Procedure）の適用範囲拡大

ICC 仲裁規則上、迅速仲裁手続は、一定額以下の紛争について、より簡易かつ迅速に仲裁判断を得ることを目的とする制度です。ICC 規則 2026 では、迅速仲裁手続が原則的に適用される係争金額の基準が引き上げられました。

具体的には、仲裁合意が 2026 年 6 月 1 日以降に締結された場合、係争金額が 400 万米ドル以下であれば、原則として迅速仲裁手続が適用されます（Article 32 及び Appendix V, Article 1）。従前は、2021 年 1 月 1 日以降 2026 年 6 月 1 日より前に締結された仲裁合意については 300 万米ドル以下、2017 年 3 月 1 日以降 2021 年 1 月 1 日より前に締結された仲裁合意については 200 万米ドル以下が基準とされていました。

迅速仲裁手続では、原則として単独仲裁人によって審理され（Appendix V, Article 2(2)）、また、当事者に意見を聴取の上で、文書提出手続について制限又は省略し、証人尋問を行わず、提出された書面及び証拠のみに基づいて判断することもできます（Appendix V, Article 3(2)(3)）。さらに、仲裁廷は初回の手続準備会合（Case Management Conference）から原則として 6 か月以内に最終仲裁判断を下す必要があります（Appendix V, Article 4）。

このように、迅速仲裁手続には、時間及び費用を抑えやすいというメリットがあります。迅速仲裁手続の適用範囲拡大の背景としては、国際商取引における紛争金額が上昇している傾向に加え、ICC の利用者が、迅速仲裁手続の有効性に対して高い信頼を寄せるようになったためとされています。実際に、ICC によれば、2017 年の迅速仲裁手続制度導入以来、これまでに 1,000 件を超える迅速仲裁案件が ICC に申し立てられ、既に約 600 件の仲裁判断が下されています。

上記迅速仲裁手続の特徴を踏まえて、2026 年 6 月 1 日以降に締結する仲裁合意においては、契約の重要性や、紛争の複雑さ等に鑑みて、紛争金額が 400 万米ドル以下であっても迅速仲裁手続の適用を除外する、または、400 万米ドルを超える紛争についても迅速仲裁手続を適用するといった、契約上の手当ての要否を事案ごとに検討することが必要と考えています。

3. 高度迅速仲裁手続（Highly Expedited Arbitration）の新設

ICC 規則 2026 では、新たに高度迅速仲裁手続（Highly Expedited Arbitration）が導入されました。当該手続は、従来の迅速仲裁手続よりもさらに短期間で仲裁判断を得ることを目的とする制度であり、仲裁廷は、初回の手続準備会合から原則として 3 か月以内に最終仲裁判断を下す必要があります（Appendix VI, Article 7(1)）。

高度迅速仲裁手続は、迅速仲裁手続とは異なり、係争金額によって自動的に適用されるものではなく、当事者の合意により、高度迅速仲裁手続が適用されます（Article 33）。

高度迅速仲裁手続では、申立人は仲裁申立書の段階から十分な主張及び証拠を提出する必要があり、被申立人も、原則として、申立書等を受領してから短期間のうちに、反論等を具体的に記載した答弁書及び証拠を提出しなければなりません（Appendix VI, Article 2）。仲裁申立書が提出された後、速やかに単独仲裁人が選任され（Appendix VI, Article 4）、単独仲裁人は当事者

に意見を聴取の上で、文書提出手続について制限又は省略し、証人尋問を行わず、提出された書面及び証拠のみに基づいて判断することができます（Appendix VI, Article 6）。

高度迅速仲裁手続は、係争金額にかかわらず紛争解決手段として合意でき、例えば、比較的単純な商事紛争の解決手段や、請求権の存在が明らかな金銭債権の執行のために有用な手段となる可能性があります。

4. 予備保全命令（Preliminary Order）制度の導入

ICC 仲裁規則の下では、他の主要な仲裁機関の規則と同様、当事者が仲裁廷の構成前に速やかに暫定保全措置を求めるための手段として、緊急仲裁人制度が利用可能です（Article 31）。同制度は、仲裁廷の構成を待つことなく、ICC に緊急仲裁人の選任を求めることにより、緊急仲裁人による緊急保全措置命令を得ることができる手続ですが、裁判所における民事保全手続とは異なり、相手方当事者の意見を聴くことなく密行的に命令を得ることはできませんでした。

しかし、ICC 規則 2026 において、緊急仲裁人に予備保全命令を出す権限が創設されました。予備保全命令は、緊急仲裁人が申立当事者の意見のみを聴いて出すことができ、相手方当事者に対して、申立当事者が求める緊急保全措置の目的を達成することができなくなるような行為を禁ずることを内容とするものです（Appendix IV, Article 7(1)）。このように、予備保全命令は、緊急保全措置に係る審理の前段階と位置付けられ、緊急仲裁人は、緊急保全措置の審理において、相手方当事者の意見を聴いた上で、予備保全命令の内容を変更することができます（Appendix IV, Article 7(4)）。

同様の制度は、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が作成した国際商事仲裁模範法（モデル法）2006 年版においても、各国の仲裁法において採用可能なオプションの一つとして提案されていますが、このモデル法 2006 年版の策定時には、多くの国から反対意見が表明されたこともあり、同制度を仲裁法制として採用する国は現状多くありません。しかし、近年、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）規則の 2025 年改正によって、同仲裁機関の規則に予備保全命令と同様の制度が新設され、今回の ICC 規則 2026 はそれに引き続く動きとなっています。このように、近年では予備保全命令の制度を取り入れる潮流が国際的に高まっており、緊急性・密行性のある保全措置が求められるケースにおいて、仲裁の利用価値は今後さらに高まっていく可能性があります。

5. 付託事項書（Terms of Reference）の非義務化

ICC 仲裁の伝統的な特徴の一つとして、仲裁手続の初期段階での付託事項書（Terms of Reference）の作成が挙げられてきました。付託事項書とは、仲裁廷に付託された請求の範囲や争点を整理するための文書であり、従前の ICC 仲裁では、仲裁廷が成立した後、原則として作成することが義務付けられていました。

しかし、ICC 規則 2026 の下では、仲裁廷は、必要と判断する場合には付託事項書を作成することができますが（Article 23）、全ての通常仲裁において当然に作成しなければならないもので

はなくなります。従前、付託事項書は、事案の整理や手続上の合意形成に有用な場合がある一方で、その後の手続が付託事項書に厳密に沿って進むとは限らず、また争点整理に時間を要する場合には、手続遅延の原因となることもありました。付託事項書の非義務化により、仲裁廷はより効率的かつ柔軟に手続を運営することが可能になると見込まれます。

また、従来は、新たな請求の追加期限が、付託事項書の署名時とされていましたが、ICC 規則 2026 の下では、初回の手続準備会合までとされ、その後は、仲裁廷の許可なく新たな請求を追加できなくなります (Article 25)。したがって、当事者としては、付託事項書の作成を待つことなく、基本的には仲裁申立書及び答弁書の段階で請求内容を固めておくことが重要となります。

加えて、改正前規則の下では、仲裁廷は付託事項書の完成から原則として 6 か月以内に仲裁判断を出さなければならないと定められていましたが、ICC 規則 2026 の下ではこの 6 か月という期間も撤廃され、ICC が事案毎に適切と考える期限を設定することとなりました。従来から、迅速仲裁手続でない限り、この 6 か月という期限内に仲裁判断が出されるケースはむしろ例外的であったため、この改正によって ICC 規則がより実務を反映した内容となりました。

6. 早期判断 (Early Determination) 制度の導入

ICC 規則 2026 においては、一定の請求や抗弁について、仲裁判断を待たずに仲裁廷による早期判断を求める枠組みである Early Determination が制度化されました (Article 30)。この枠組みは、明文の規則がなくとも、仲裁廷の手続指揮の裁量権に基づき、従来から実務上取り入れられてきましたが、手続上の争いが生じるリスクを軽減する観点から、近年主要な仲裁機関の規則や新英国仲裁法 2025 においても明文上の根拠が与えられるに至っています。

ICC 規則 2026 に基づく早期判断は、相手方の一定の請求や抗弁が、①明らかに根拠がないこと、または②明らかに仲裁廷の管轄の範囲外であることを理由として申し立てることが可能です。①の明らかに根拠がないと認められる典型的な場面は、事実関係にかかわらずおよそ法的に当該請求・抗弁が認められる余地がない場合や、確実な証拠に基づき当該請求・抗弁が認められないことが明らかな場合がこれに当たります。

早期判断の制度は、仲裁判断に至るまでの間、最終的に認められないことが明らかな請求・抗弁について両当事者が主張・立証を続ける負担を免れることを可能にし、その後の審理の効率化を図ることが目的です。そのため、早期判断の申立ては、当該請求・抗弁について重厚な審理を尽くす前の段階で早期に申し立てることが望ましいと考えられます。早期判断の申立てを検討する当事者としては、早期判断の審理に要するコストや申立てが認められないリスクも勘案の上、相手方の請求・抗弁の成否について早期に検討を行い、申立ての是非を判断することが重要です。

7. その他の主な改正点

その他にも、下記のとおり、いくつか押さえておくべき変更点があります。

(1) 仲裁人に関する変更

- ・ 開示義務の範囲の明確化 (Article 12(2)) : ICC の仲裁規則上、仲裁人は自身の独立性・不偏性に合理的な疑いを生じせしめるような事実・状況を全て開示しなければならないとされています。この点、ICC 規則 2026 の下では、より広範な開示を促進する観点から、仲裁人において開示すべき事実に該当するか迷う場合には、そのような事実も含めて開示しなければならないことが明記されました。
- ・ 当事者によるリスト提出義務 (Article 12(5)) : 仲裁人による上記開示義務の履行を十全なものとするため、当事者は、申立書や答弁書等を提出するタイミングで、仲裁人が自身の独立性・不偏性との関係で考慮すべき個人または事業体及び考慮すべき理由をまとめたリストを提出することが求められることになりました。
- ・ 仲裁人の守秘義務 (Article 12(8)) : 仲裁人及び仲裁廷補助者 (Article 44(2)) が個別の仲裁手続に関して負う守秘義務が明文化されました。もっとも、同義務の対象に当事者は含まれません。そのため、紛争や仲裁手続の守秘性を望む当事者は、仲裁合意にあたり守秘義務を契約上定めることが依然として重要です。

(2) 電子化・IT化に関する変更

- ・ 電子的手段による通信の原則化 (Article 3(1)) : 改正前の ICC 規則においては、事務局への通信はハードコピーを事務局へ送付する方法や電子メールによる方法が並列に定められていましたが、コロナ禍以降、実務上は電子的手段による通信が一般的となりました。また、ICC は近年自身のオンラインプラットフォームを開設し、同プラットフォームを通じた書面提出を推奨しています。このような実務の進展に即する形で、ICC 規則 2026 においては、事務局への通信は電子的手段によることが原則化されました。
- ・ 仲裁判断への電子署名 (Article 38(1)) : ICC 規則 2026 では仲裁判断への署名方法についての規定が追加され、仲裁廷は、当事者と協議し関連する全ての状況を考慮した上で、仲裁判断への電子署名が可能であることが明記されました (Article 38(1)(a))。従前はこの点は解釈及び関連する国の法規制に委ねられていましたが、電子署名が可能である旨が明記されたことによって、電子署名の利用がさらに拡大し、仲裁判断の発出がより効率化される可能性があります。

8. おわりに

以上見てきたとおり、ICC 規則 2026 は、国際仲裁の分野における近時の潮流や最前線の実務を反映したさまざまな重要改正が含まれており、今後の国際仲裁実務への影響は大きいと言えます。ロンドン大学クイーン・メアリー校が 2025 年に公表した国際仲裁に関する調査では、ICC 仲裁規則が世界中で最も好まれている仲裁規則として首位を獲得しており、現に日本企業が国際取引において締結する契約の紛争解決条項でも広く取り入れられています。ICC 規則に基づく仲裁合意を締結している、または今後締結予定の企業においては、本改正の内容を理解し、有事の際の準備を整えておくことが重要です。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。